

## 札幌青葉鍼灸柔整専門学校における日本語教育機関としての自己点検・自己評価

本校は、日本語教育機関の告示基準の改定により、日本語教育機関の学校評価が義務化されたことを受け、告示基準第1条第1項第18号に規定されている通り、教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達するため、自己点検・自己評価項目を策定し、点検・評価を行うこととした。

なお、点検・評価項目については、一般財団法人日本語教育振興協会の「日本語教育機関のための自己点検・評価項目(改訂版)」を参考にした。

### 1. 自己点検・評価項目における各項目の評価方法

A～Dの4段階評価とする。

A:達成されている。

B:ほぼ達成されているが、不十分なところがあり、改善に取り組んでいる。

C:達成に向けて努力している。

D:達成されていない／必要性に気づいていなかった。

X:該当しない。

### 自己点検・評価項目

令和6年3月31日実施

項 目	評価
<b>1 理念・教育目標</b>	
1-1 理念・教育目標及び育成する人材像 近年の我が国における少子高齢化の進行に伴う人材不足を解消するために、日本語学科で日本語の修得はもちろん、日本の文化・生活習慣について学ぶことで、特に北海道で不足している看護や介護を初め、製造業や観光、サービス業に至るまで、あらゆる分野で活躍できる人材を育成する。さらに日本語学科における教育では、実際の生活・仕事で役に立つ日本語を修得させることに重点を置くとともに、日本の文化・生活習慣に対する理解を高める教育やマナー教育などを実施し、社会人として日本社会と融和・共調できる人材の育成を図り、卒業後に、大学や専門学校に進学するために最低限必要な日本語を習得するカリキュラムを編成し、日本の文化・生活習慣についての教育を充実させて日本に対する理解を深める。	B
1-2 理念・教育目標が専門学校における日本語学科としてのニーズに対応できている。	A
1-3 理念・教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	B
<b>2 学校運営</b>	
2-1 設置者、設置代表者及び経営担当役員は、「日本語教育機関の告示基準」で定められた要件に適合している。	A
2-2 教育目標に達成に向けた運営方針と運営目標が明確化され、教職員に共通理解がなされている。	B
2-3 規定や職務分掌に基づいて組織的かつ効率的に意思決定が行われている。	A

2-4 情報を取集し共有化する仕組みが整備されている。	A
2-5 教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。	A
2-6 授業や運営に関する相談、苦情等の担当者が周知され、適切に対応している。	B
2-7 生活指導責任者、入管事務担当者を特定し、その職務内容及び権限を明確に定めている。	A
2-8 業務の見直し及び効率的な運用の検討が定期的かつ組織的に行われている。	A
<b>3 教育活動</b>	
3-1 理念・教育目標に沿ったカリキュラムを体系的に編成している。	A
3-2 教育内容及び教育方法、学習者の学習目的、レベル等について教員間で情報の共有がなされている。	A
3-3 教員の能力、経験等を考慮した適切な教員配置をしている。	A
3-4 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
3-5 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	A
3-6 理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	A
3-7 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	B
3-8 校長、主任教員、専任教員及び非常勤講師の職務内容及び権限が明確に定められている。	A
3-9 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	B
3-10 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取り組みをしている。	B
3-11 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	B
<b>4 教育成果</b>	
4-1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
4-2 修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
4-3 修了・卒業判定の基準が明確に定められ、周知されている。	A
4-4 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
4-5 卒業または修了後の進路を把握し、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。	B
4-6 進学・就職率の向上に向けた取り組みが行われている。	A
<b>5 教育施設</b>	
5-1 語学教育を行うに必要な施設・設備が整備されている。	A
5-2 授業時間外に自習できる部屋、図書等が整備されている。	A
5-3 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
<b>6 学生支援</b>	
6-1 日本社会を理解し、適応するための取り組みを行っている。	A
6-2 進路・就職に対する支援体制が整備されている。	A
6-3 学生の留学生活に対する支援体制が整備されている。	A
6-4 健康、衛生面について指導する体制を整えている。	A
6-5 入管法上の留意点を学生へ伝達、指導等を定期的に行っている。	A
6-6 不法在留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みを継続的に行っている。	B

<b>7 安全・危機管理</b>	
7-1 重篤な疾病や障害があった場合の対応及び感染症発生時の措置を定めている。	B
7-2 自然災害、火災、事故等の発生時の危機管理体制が整備されている。	B
7-3 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	B
<b>8 入学者の募集と選考</b>	
8-1 募集と選考	
8-1-1 教育内容を含む最新かつ正確な学校情報を入学希望者が理解できる言語で開示するよう努めている。	B
8-1-2 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	A
8-1-3 入学志願者の学習能力、勉学意欲、経費支弁能力等について根拠資料により確認している。	A
8-1-4 入学志願者の選考に当たり、学校関係者が面接等行うよう努めている。	A
8-2 納付金	
8-2-1 入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が募集要項等に明記されている。	A
8-2-2 関係諸法令に基づいた学費返還規定を定め、募集要項等に明示されている。	A
8-2-3 学生、入学希望者及び経費支弁者に対して、理解できる語彙で情報提供を行っている。	B
<b>9 財務</b>	
9-1 中長期的に財務状況が安定している。	A
9-2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれて、執行ルールが明確である。	A
9-3 適正な会計監査が行われている。	A
<b>10 法令順守</b>	
10-1 法令遵守に関する担当者を定めている。	A
10-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っている。	A
10-3 個人情報保護のための対策が取られている。	A
10-4 入国管理局、関係省庁等への届け出報告を遅滞なく行っている。	A
<b>11 地域貢献・社会貢献</b>	
11-1 学校の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
11-2 学生ボランティア活動の支援を行っている。	×
11-3 営利を目的としない公開講座等を実施している。	×